2　会計基準の開発動向②

- 期中財務諸表に関する会計基準
- 非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理

期中財務諸表に関する会計基準

目次

1. 開発の経緯
2. 検討の前提及び適用範囲
3. 開発にあたっての基本的な方針
4. 個別に検討中の取扱い
5. 他の会計基準等についての修正

【凡例】

金商法：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

取引所：金融商品取引所

期中財務諸表：期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表

四半期財務諸表：四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表

第一種中間財務諸表：第一種中間連結財務諸表及び第一種中間個別財務諸表

第二種中間財務諸表：第二種中間連結財務諸表及び第二種中間個別財務諸表

四半期会計基準等：企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

中間会計基準等：企業会計基準第33号「中間期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」

中間作成基準等：中間連結財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準並びに中間連結財務諸表作成基準注解及び中間財務諸表作成基準注解

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯

期中会計基準案等の開発の経緯

意見募集

- 中間会計基準等の検討に際して、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれたため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会計基準等（以下「期中会計基準案等」という）の開発を検討する方向性について意見を募集

基準案の開発

- 2024年10月：期中会計基準案等の開発着手を決定

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 検討の前提及び適用範囲

期中会計基準案等の検討の前提

- 金商法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する中間財務諸表に適用可能な会計処理を定めることを原則とする
- 中間適用指針の経過措置は、短期的な取扱いであるため経過措置としてそのまま残すことは困難であることから、個別に検討する

適用範囲

対象となる財務諸表	適用される会計基準等
期中財務諸表 （第一種中間財務諸表及び四半期財務諸表を含む）	期中会計基準案等
第二種中間財務諸表	中間作成基準等

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 開発にあたっての基本的な方針（1/2）

四半期会計基準等と中間会計基準等の統合

- 個別に検討を行ったものを除き、基本的に四半期会計基準等及び中間会計基準等の定め及び考え方を引き継いでいる

企業の報告頻度に左右されないとする原則

- 同じ企業が作成する期中財務諸表であるにもかかわらず金商法と取引所の定める規則のいずれに基づくかにより会計処理に不整合が生じることは適切ではない（スライド36参照）

- 金商法に基づく中間財務諸表と取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用

基準の体系

- 中間財務諸表及び四半期財務諸表に共通の取扱いと、四半期財務諸表のみに適用される取扱いを区分

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 開発にあたっての基本的な方針（2/2）

（参考）2023年11月の金商法改正前と改正後の比較

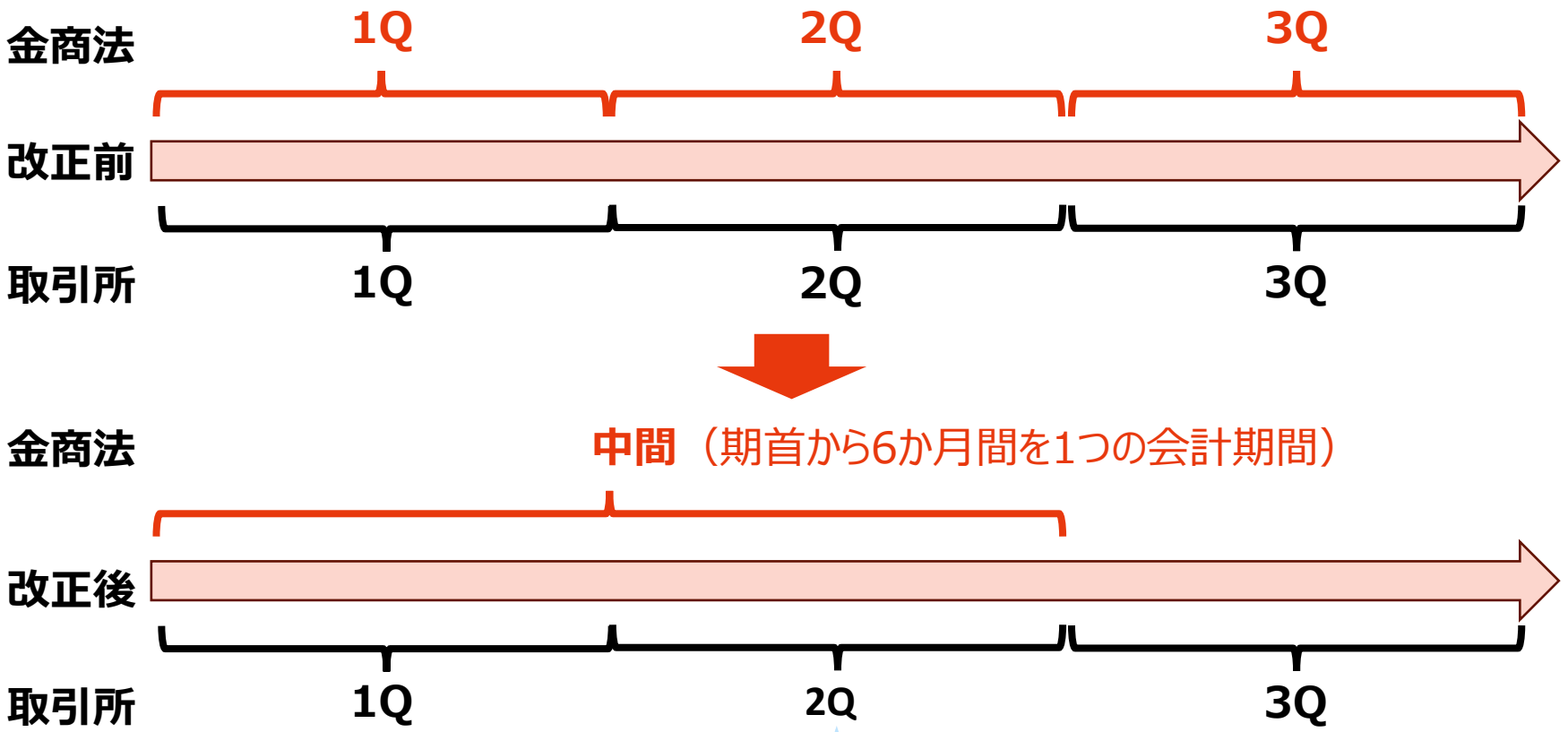

中間会計基準等に従い中間財務諸表を作成した場合と、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 個別に検討中の取扱い

有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法

- 洗替え法を原則とする
- 従前から期中会計期間末に切放し法を適用していた場合
  - 継続して切放し法を適用することができる
  - 切放し法を適用している旨を注記する

一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理

条件	一般債権の貸倒見積高の算定	未実現損益の消去
前年度から大きな変化がないと考えられる場合	① 前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用できる	③ 前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用できる
期中に見直しを行い、見直し後の期中会計期間末に大きな変化がないと考えられる場合	② 見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用できる	④ 見直し後の損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用できる

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 他の会計基準等についての修正（1/4）

他の会計基準等についての修正の方針

四半期及び中間の取扱いを定めた他の会計基準等の種類	他の会計基準等の修正の方法
企業会計基準	期中会計基準案等 又は 中間作成基準等に取り込む
企業会計基準適用指針	
実務対応報告	用語を置き換える
移管指針	

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 他の会計基準等についての修正（2/4）

他の会計基準等についての修正の方針

- 従来、他の会計基準及び適用指針の一部において、四半期又は中間の取扱いが定められていたが、個別のテーマに関する会計基準及び適用指針については、年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理

従来	
A会計基準	年度の取扱い
	中間の取扱い
	四半期の取扱い
B会計基準	年度の取扱い
	中間の取扱い
C適用指針	年度の取扱い
	四半期の取扱い

修正の方針	
A会計基準	年度の取扱い
B会計基準	年度の取扱い
C適用指針	年度の取扱い
期中会計基準案等	期中の取扱い
中間作成基準等	第二種中間財務諸表の取扱い

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 他の会計基準等についての修正（3/4）

四半期の取扱いの期中会計基準案等への取り込み方

	取り込みの方法
会計処理	四半期固有の取扱いを定めたもののみを期中会計基準案等に引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がない
注記事項	注記事項に関する基本的な考え方を示し、当該考え方に従って開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がない

- 注記事項に関する基本的な考え方
  - 財務諸表利用者が期中財務諸表を理解する上で重要と考えられる事項は期中会計基準案等において定めることとしているため、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定められている注記事項については、原則として記載を要しない

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 他の会計基準等についての修正（4/4）

中間の取扱いの期中会計基準案等への取り込み方

- 個別に検討を行っている

	取扱い
自己株式の処分及び消却	自己株式の処分及び消却の会計処理の結果、期中決算において、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱いについては、その後の期中決算において洗替処理を行う
役員賞与の会計処理	役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期首からの累計期間においては、費用処理しないことができる

中間の取扱いの中間作成基準等への取り込み方

- 内容を維持して取り込む

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理

目次

1. 開発の経緯
2. 範囲
3. 非化石価値取引の概要
4. 会計処理
5. 現在検討されている制度変更の可能性への対応
6. 開示、適用時期及び経過措置

【凡例】
温対法：「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（1/3）

開発の経緯

- 近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化
- 脱炭素、低炭素化の手法として、バーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という）により非化石価値を取得する手法がみられる
- 環境意識の高まりとともにバーチャルPPAの利用が拡大することが見込まれることを背景として、**バーチャルPPAの会計上の取扱いを明確化**する要望が寄せられた
- 以下を前提とした当面の取扱いを定めることが提言され、検討を行っている

前　提
現在の我が国におけるバーチャルPPAの実務を考慮し、ニーズの高い領域について定める
実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う
需要家の会計処理のみを定める

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（2/3）

バーチャルPPAとは

再生可能電力の発電事業者から需要家へ、事前に合意した価格及び期間に基づき、**電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約**を指すことが多い（明確な定義はない）

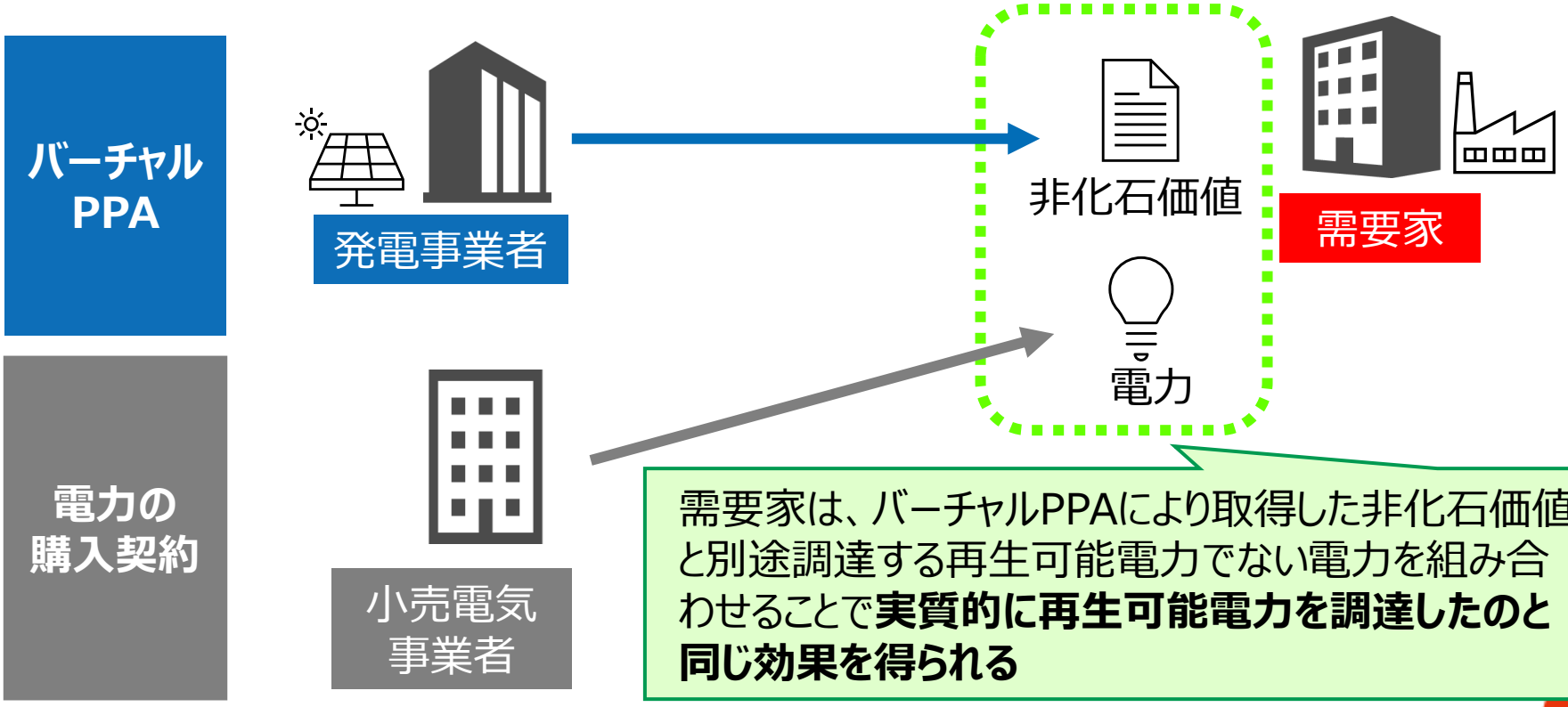

（注）説明の便宜のため図は簡略化している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（3/3）

非化石価値とは

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値

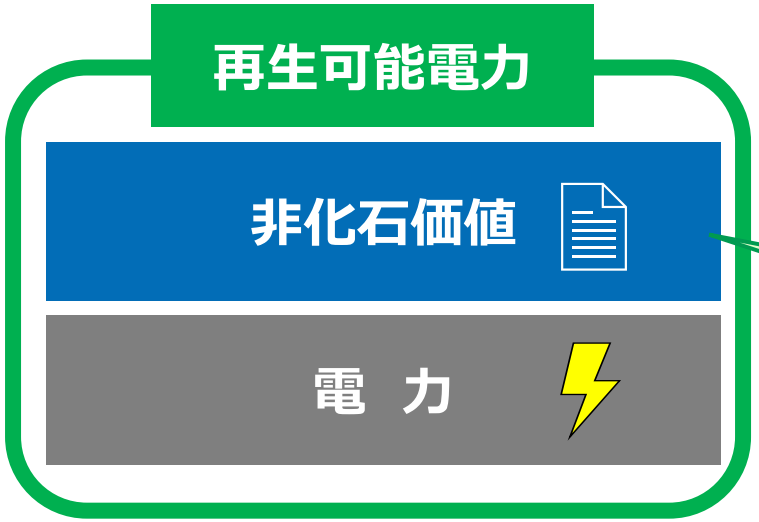

バーチャルPPAでは、非化石価値のみを発電事業者と需要家の間で取引する

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 範囲（1/2）

適用する契約の範囲

- **現在我が国において行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態**において需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を基礎として整理

非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち、概ね次の特徴を有するもの

- **発電事業者と需要家の相対の契約**
- **契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入**
- **需要家は非化石価値を買い取る義務を負う**

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 範囲（2/2）

対象者の範囲

需要家の取扱いを定める

需要家とは

前スライドの特徴を有する契約を締結する者のうち、非化石価値を**自己使用目的**で購入する者

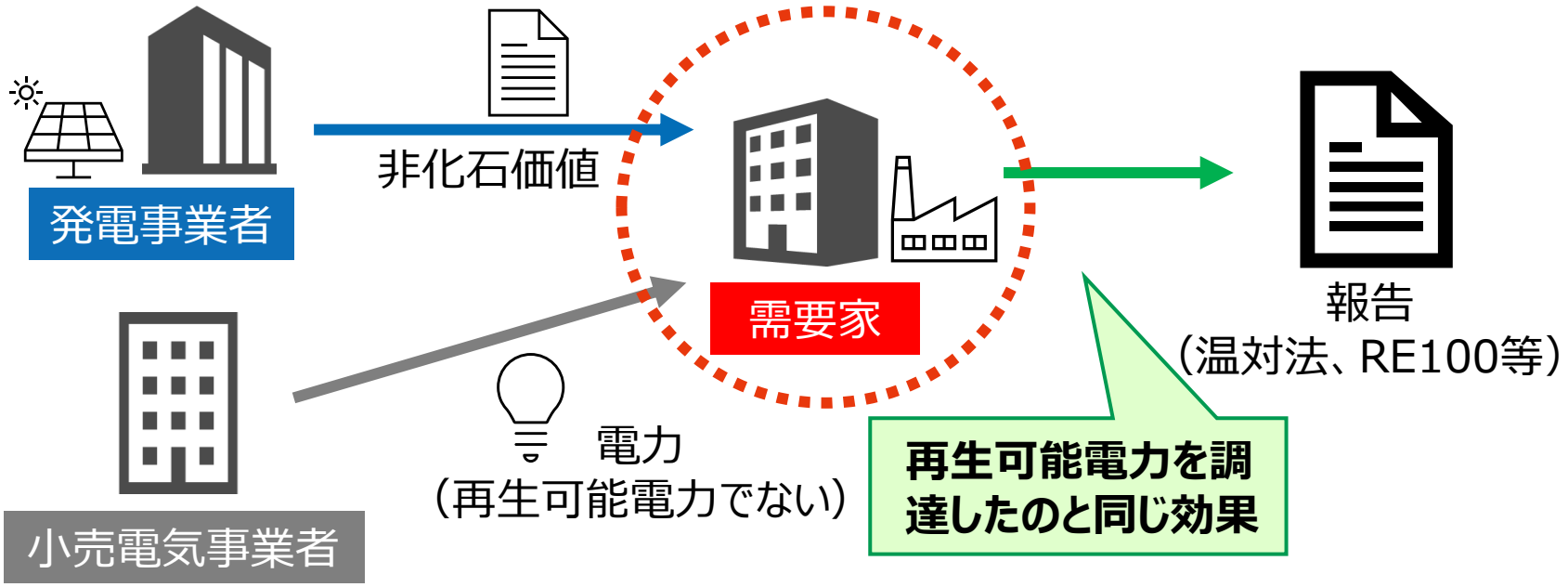

（注）説明の便宜のため図は簡略化している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 非化石価値取引の概要

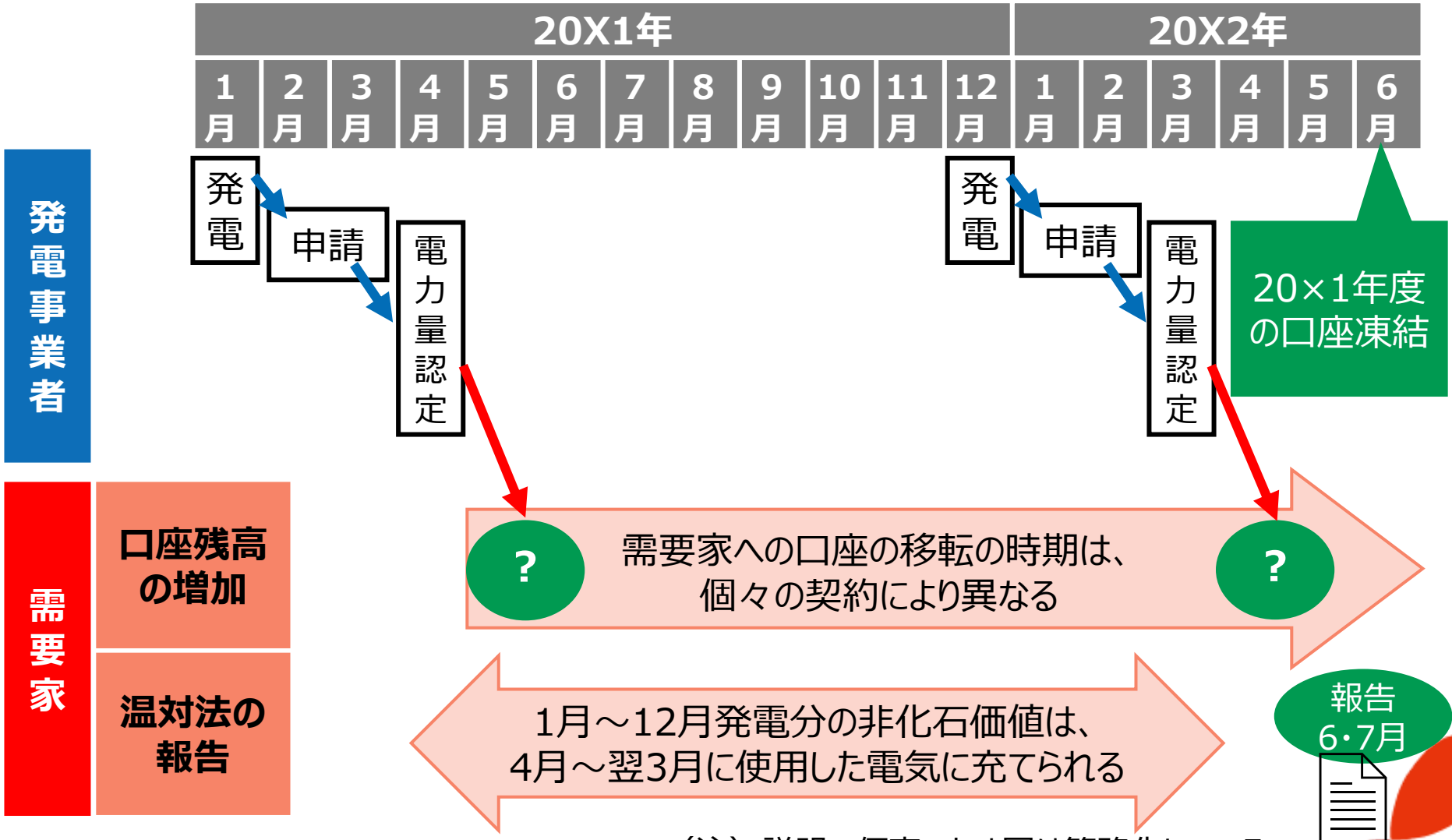

（注）説明の便宜のため図は簡略化している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 会計処理（1/2）

会計処理

- 発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、**金額を合理的に見積ることが可能となった時点**で、以下の会計処理を行う
  - 非化石価値を受け取る権利を費用処理する
  - 対価の支払義務を負債に計上
- **遅くとも国による電力量の認定時点まで**に、金額を合理的に見積る

金額を合理的に見積ることが可能となった時点で会計処理を行う

（実務上過大な負担とならずに入手可能な情報を用いて合理的な見積りを行うことができるかどうかで判断）

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 会計処理（2/2）

差金決済を行う場合の会計処理

差金決済とは

非化石価値の対価として、以下の金額を発電事業者と需要家との間で決済する方法

非化石価値の対価　＝
電力量 ×（**契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格**）

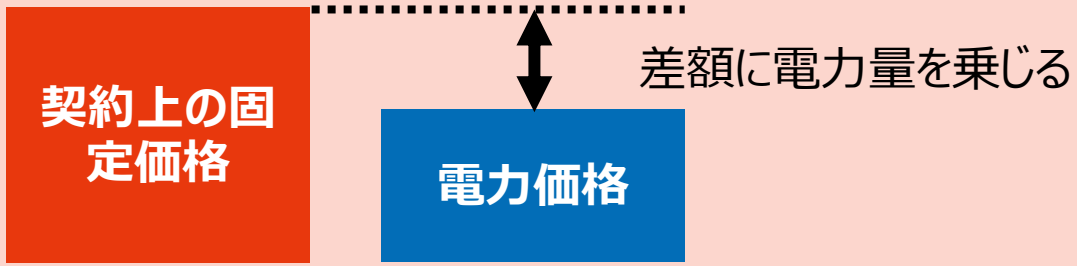

- 対価がマイナス（卸電力市場で決定される電力価格＞契約上の固定価格）となる場合、**費用から減額**

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 現在検討されている制度変更の可能性への対応

現行の制度	現在検討されている制度変更
需要家は**自己使用目的**で非化石価値を購入する	実質的に需要家自らの非化石価値の調達であると考えられる場合、需要家の口座で管理された非化石価値をその**子会社も利用可能**とする

現在検討されている制度変更の可能性への対応

- 現時点では制度の変更は確定していないが、制度の変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方を次のとおり示す
  - 親会社である需要家の口座で管理された非化石価値をその子会社も利用可能となり、親会社が子会社のために非化石価値を購入した場合であっても、親会社を需要家として取り扱うことが考えられる
  - 需要家である親会社とその子会社との間の取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行うことが考えられる

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

6. 開示、適用時期及び経過措置

開示

- 特段の開示を求めない

適用時期

- 2026年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首からの適用を想定
- 公表日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首から早期適用を認める

経過措置

- 遡及適用を求めない
- 適用初年度の期首において非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.